

# 第6回太良町議会（定例会第3回）

令和元年9月2日～9月13日

## 議案

令和元年第6回太良町議会（定例会第3回）

会期（案）

会 期 12日間（9月2日～9月13日）

日次	月日	曜	種別	開会時刻	摘 要
第1日	9. 2	月	本会議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告・議員派遣の件 議案一括上程・町長の提案理由の説明 特別委員会の設置及び付託並びに選任
第2日	9. 3	火	（議案調査）		
第3日	9. 4	水	本会議	9時30分	一般質問
第4日	9. 5	木	（議案調査）		
第5日	9. 6	金	（議案調査）		
第6日	9. 7	土	休会	—	
第7日	9. 8	日	休会	—	
第8日	9. 9	月	委員会	9時30分	決算審査特別委員会
第9日	9.10	火	委員会	9時30分	決算審査特別委員会
第10日	9.11	水	委員会	9時30分	決算審査特別委員会
第11日	9.12	木	（議案調査）		
第12日	9.13	金	本会議	9時30分	委員長報告 議案審議・討論・採決・閉会

令和元年第6回太良町議会（定例会第3回）

議事日程第1号

第1日目

9月2日（月）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議員派遣の件について
日程第 5	議案一括上程  町長提案 報告第2号 議案第43号～議案第59号  町長の提案理由の説明
日程第 6	決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

# 提出議案目録

- 報告第 2号 平成30年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第43号 太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第44号 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業変更契約の締結について
- 議案第46号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 議案第47号 平成30年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 平成30年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 平成30年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第50号 平成30年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 平成30年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 平成30年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第53号 平成30年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第54号 平成31年度太良町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第55号 平成31年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第56号 平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第57号 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第58号 平成31年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第59号 平成31年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について

上記のとおり

令和元年9月2日

太良町長 永 淵 孝 幸

## 議員派遣の件

令和元年9月2日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

### 1 令和元年度 町議会広報研修会

- (1) 目的 議会活動に対する住民の理解と関心を深めることが要請されていること  
にかんがみ、議会広報の向上発展に資するため
- (2) 派遣場所 グランデはがくれ
- (3) 期 間 令和元年11月18日
- (4) 派遣議員 議会広報編集特別委員会委員 5人

報告第2号

平成30年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率  
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見書を付けて別紙のとおり報告する。

令和元年9月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
平成30年度決算に 基づく比率	—	—	3.7	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※「—」は比率が算定されないことを表している。

2 資金不足比率

(単位：千円、%)

区 分	流 動 負債等 (1)	算 入 地方債 (2)	流 動 資産等 (3)	資金不足額 (1)+(2)- (3)=(4)	事業の 規 模 (5)	資金不 足比率 (4)/(5)
水道事業会計	4,769	0	150,108	△145,339	50,807	—
町立太良病院 事業会計	102,697	0	1,432,591	△1,329,894	927,213	—
簡易水道 特別会計	103,988	0	111,208	△7,220	58,471	—
漁業集落排水 特別会計	44,839	0	45,721	△882	7,494	—

※「—」は比率が算定されないことを表している。

議案第43号

太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

太良町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

住民票等への旧氏の記載が可能となる住民基本台帳法施行令等が改正され、印鑑登録事務で旧氏を取り扱うための条例の改正が必要となったため、この案を提出する。

別紙

### 太良町印鑑条例の一部を改正する条例（案）

太良町印鑑条例(昭和50年太良町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「名」の次に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。))」を、「通称」の次に「(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。))」を、「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「その他氏名」の次に「、旧氏又は通称」を加える。

第6条第1項第3号中「氏名」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「記録」を「記載」に改め、「氏名及び」の次に「当該」を加え、同項第7号中「記録」を「記載が」に改める。

第9条第1項中「とき」の次に「又は登録された印鑑を亡失したとき」を加える。

第11条第1項第1号中「氏名」の次に「(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該通称)」を加える。

第15条第1項第4号中「氏」の次に「(氏に変更があった者については、住民票に記載がされている旧氏を含む。))」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めらる。

令和元年9月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等により、太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正が必要となったため、この案を提出する。

太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年太良町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第24号を同条第29号とし、同条第18号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第17号中「特定利用地域型保育を含む。次条第1項」を「特定利用地域型保育を含む。同条第1項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第22号とし、同条第16号を同条第21号とし、同条第15号を同条第20号とし、同条第14号中「第14条第1項」を「第7条第10項第5号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条第12号を同条第17号とし、同条第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第2章第2節（第13条第1項、第17条から第20条まで及び第27条第3項を除く。）及び第3節中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第5条第1項中「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第3項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)」を加え、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第4項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第3号中「に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第14条の見出し中「施設型給付費等」を「施設型給付費」に改め、同条第1項中「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「の施設型給付費をいう」に、「及び第19条」を「第19条及び第36条第3項」に改め、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定教育・保育提供証明書」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給

付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第27条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第29条第1項中「（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）」及び「（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）」を削る。

第30条第1項、第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第1項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第34条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に改め、「同項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所

内保育事業を除く。)の」に、「」の数を」を「」の数は、家庭的保育事業にあっては」に改め、「とし」を削り、「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「小規模保育事業B型(同条)を「小規模保育事業B型(同省令第27条)に改め、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。同号において同じ」を加え、「その利用定員の数を」を削る。

第3章第2節(第39条第2項、第40条第2項及び第46条第5号を除く。)中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第38条第1項中「第42条」を「第42条第1項」に、「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第4項中「第42条」を「第42条第1項」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条第4項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、町長が適当と認めるもの(附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

4 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)」及び「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該

特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第4項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第46条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第49条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項中「特定教育・保育に係る」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項中」に、「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「の施設型給付費をいう」に、「及び第19条において同じ。)」を「、第19条及び第36条第3項」に改め、「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る」を削り、「に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む」を「の地域型保育給付費をいう」に、「準用する第19条において同じ。)」を「準用する第19条」に、「及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条」を「中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合におい

て、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章の規定を適用する」を、「地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育

認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする」に改める。

附則第2条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。))」に、「(法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。))」に改める。

附則第3条を次のように改める。

### 第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。))」を加え、「5年」を「10年」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

## 議案第45号

### 太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業変更契約の締結について

太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業変更契約を下記により締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年太良町条例15号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

太良町長 永淵 孝幸

#### 記

事業名	契約金額	契約の方法	契約の相手方
太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業	変更前 1,008,957,428 円 変更後 1,014,065,396 円	随意契約	藤津郡太良町大字多良 1560 番地 1. 太良町駅前定住促進株式会社 代表取締役 中島 雅人

#### （提案理由）

消費税法の改正に伴い、太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業について、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出する。

## 議案第46号

### 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び同組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって、西佐賀水道事業団を佐賀県市町総合事務組合から脱退させ、これに伴い、佐賀県市町総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

#### 佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約（案）

佐賀県市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1並びに別表第2第3条第1号に関する事務の項及び別表第2第3条第7号に関する事務の項中「太良町 西佐賀水道事業団」を「太良町」に改める。

#### 附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

#### （提案理由）

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、同組合同規約を変更する必要があるため、この案を提出する。

議案第4.7号

平成30年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度太良町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第48号

平成30年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第49号

平成30年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第50号

平成30年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算  
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第51号

平成30年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算  
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第52号

平成30年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算  
の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第53号

平成30年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算  
の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、  
平成30年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の意  
見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第54号

## 平成31年度太良町一般会計補正予算（第4号）

平成31年度太良町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,224千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,223,030千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月2日提出  
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方特例交付金		2,600	16,405	19,005
	1. 地方特例交付金	2,600	667	3,267
	2. 子ども・子育て支援臨時交付金	0	15,738	15,738
10. 地方交付税		2,300,000	64,088	2,364,088
	1. 地方交付税	2,300,000	64,088	2,364,088
12. 分担金及び負担金		52,445	△9,388	43,057
	2. 負担金	38,801	△9,388	29,413
14. 国庫支出金		540,212	5,635	545,847
	1. 国庫負担金	386,165	5,135	391,300
	2. 国庫補助金	150,946	500	151,446
15. 県支出金		526,599	750	527,349
	2. 県補助金	268,658	750	269,408
18. 繰入金		1,340,170	△120,061	1,220,109
	1. 特別会計繰入金	3	23,729	23,732
	2. 基金繰入金	1,340,167	△143,790	1,196,377

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰越金		30,000	19,284	49,284
	1. 繰越金	30,000	19,284	49,284
21. 町債		289,400	1,063	290,463
	1. 町債	289,400	1,063	290,463
歳入合計		7,245,254	△22,224	7,223,030

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		79,537	△183	79,354
	1. 議会費	79,537	△183	79,354
2. 総務費		2,262,324	11,094	2,273,418
	1. 総務管理費	2,117,205	11,495	2,128,700
	2. 徴税費	97,965	△721	97,244
	3. 戸籍住民基本台帳費	24,434	320	24,754
3. 民生費		1,655,751	6,685	1,662,436
	1. 社会福祉費	1,081,937	△828	1,081,109
	2. 児童福祉費	573,812	7,513	581,325
4. 衛生費		636,984	△858	636,126
	1. 保健衛生費	378,739	△858	377,881
6. 農林水産業費		587,199	4,323	591,522
	1. 農業費	278,101	△1,910	276,191
	2. 林業費	139,739	5,249	144,988
	3. 水産業費	169,359	984	170,343

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		176,945	△306	176,639
	1. 商工費	176,945	△306	176,639
8. 土木費		533,336	△52,299	481,037
	1. 土木管理費	34,729	△569	34,160
	2. 道路橋梁費	363,349	△170	363,179
	5. 住宅費	109,971	△51,560	58,411
10. 教育費		551,267	1,620	552,887
	1. 教育給務費	75,782	△228	75,554
	4. 社会教育費	122,640	1,237	123,877
	5. 保健体育費	144,484	611	145,095
11. 災害復旧費		50,507	7,700	58,207
	2. 公共土木施設災害復旧費	1,235	7,700	8,935
歳出合計		7,245,254	△22,224	7,223,030

第2表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路等災害復旧事業債(現年災)	2,500	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	100,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	98,563	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
9. 地方特例交付金	2,600	16,405	19,005	
10. 地方交付税	2,300,000	64,088	2,364,088	
12. 分担金及び負担金	52,445	△9,388	43,057	
14. 国庫支出金	540,212	5,635	545,847	
15. 県支出金	526,599	750	527,349	
18. 繰入金	1,340,170	△120,061	1,220,109	

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
19.繰越金	30,000	19,284	49,284	
21.町債	289,400	1,063	290,463	
歳入合計	7,245,254	△22,224	7,223,030	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1. 議会費	79,537	△183	79,354				△183
2. 総務費	2,262,324	11,094	2,273,418	750		1,100	9,244
3. 民生費	1,655,751	6,685	1,662,436	500		△9,388	15,573
4. 衛生費	636,984	△858	636,126			102	△960
6. 農林水産業費	587,199	4,323	591,522				4,323
7. 商工費	176,945	△306	176,639				△306
8. 土木費	533,336	△52,299	481,037				△52,299

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
10. 教育費	551,267	1,620	552,887				1,620
11. 災害復旧費	50,507	7,700	58,207	5,135	2,500		65
歳出合計	7,245,254	△22,224	7,223,030	6,385	2,500	△8,186	△22,923

## 2 歳入

### (款) 9. 地方特例交付金 (項) 1. 地方特例交付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方特例交付金	2,600	667	3,267	1. 地方特例交付金	667	地方特例交付金
計	2,600	667	3,267			

### (款) 9. 地方特例交付金 (項) 2. 子ども・子育て支援臨時交付金

1. 子ども・子育て支援臨時交付金	0	15,738	15,738	1. 子ども・子育て支援臨時交付金	15,738	子ども・子育て支援臨時交付金
計	0	15,738	15,738			

### (款) 10. 地方交付税 (項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	2,300,000	64,088	2,364,088	1. 地方交付税	64,088	普通交付税
計	2,300,000	64,088	2,364,088			

### (款) 12. 分担金及び負担金 (項) 2. 負担金

1. 民生費負担金	36,095	△9,388	26,707	2. 児童福祉費負担金	△9,388	保育所保護者負担金
計	38,801	△9,388	29,413			

## (款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 災害復旧費国庫負担金	0	5,135	5,135	1. 公共土木施設災害復旧費負担金	5,135	道路等災害復旧事業費負担金 (2/3)
計	386,165	5,135	391,300			

## (款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

2. 民生費国庫補助金	13,726	500	14,226	2. 児童福祉費補助金	500	保育対策総合支援事業費補助金 (1/2)
計	150,946	500	151,446			

## (款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

1. 総務費県補助金	2,019	750	2,769	1. 総務管理費補助金	750	地方創生移住支援事業費補助金 (3/4)
計	268,658	750	269,408			

## (款) 18. 繰入金 (項) 1. 特別会計繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1,298	1,299	1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1,298	後期高齢者医療特別会計繰入金
3. 国民健康保険特別会計繰入金	1	21,549	21,550	1. 国民健康保険特別会計繰入金	21,549	国民健康保険特別会計繰入金
4. 漁業集落排水特別会計繰入金	1	882	883	1. 漁業集落排水特別会計繰入金	882	漁業集落排水特別会計繰入金
計	3	23,729	23,732			

## (款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	331,613	△144,890	186,723	1. 財政調整基金繰入金	△144,890	財政調整基金繰入金
5. 地域づくり事業基金繰入金	4,000	700	4,700	1. 地域づくり事業基金繰入金	700	地域づくり事業基金繰入金
9. ふるさと応援寄附金基金繰入金	791,700	400	792,100	1. ふるさと応援寄附金基金繰入金	400	ふるさと応援寄附金基金繰入金
計	1,340,167	△143,790	1,196,377			

## (款) 19. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	30,000	19,284	49,284	1. 繰越金	19,284	前年度繰越金
計	30,000	19,284	49,284			

## (款) 21. 町債 (項) 1. 町債

6. 災害復旧債	900	2,500	3,400	2. 公共土木施設災害復旧事業債	2,500	道路等災害復旧事業債(現年災)
7. 臨時財政対策債	100,000	△1,437	98,563	1. 臨時財政対策債	△1,437	臨時財政対策債
計	289,400	1,063	290,463			

### 3 歳 出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1. 議会費	79,537	△183	79,354				△183	3. 職員手当等	△152	勤勉手当
								4. 共済費	△31	共済組合負担金
計	79,537	△183	79,354				△183			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	359,057	△11,684	347,373				△11,684	2. 給料	△5,010	一般職給
								3. 職員手当等	△5,245	通勤手当 △22 期末手当 △1,247 期末手当(特別職) △803 勤勉手当 △2,518 退職手当組合負担金 △555
								4. 共済費	△1,429	共済組合負担金 △1,254 共済組合負担金(特別職) △166 共済組合事務費 △9
4. 企画財政管理費	769,128	-2,436	771,564	750		1,100	586	12. 役務費	125	通信運搬費
								13. 委託料	563	配送メール対応業務委託料 491 路線バス転回区画線整備業務委託料 72
								19. 負担金補助及び交付金	1,748	佐賀県過疎地域自立促進協議会負担金 △19 全国過疎地域自立促進連盟負担金 2 地域づくり事業費補助金 765

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国庫支出金	地方債	その他					
										移住支援事業補助金	1,000
14. 下水道等事業基金費	500	883	1,383				883	25. 積立金	883	下水道等事業基金積立金	
30. 山林育成基金費	250	19,860	20,110				19,860	25. 積立金	19,860	山林育成基金積立金	
計	2,117,205	11,495	2,128,700	750		1,100	9,645				

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税费

1. 税務総務費	44,444	△721	43,723				△721	3. 職員手当等	△881	扶養手当	59
										期末手当	△315
										勤勉手当	△625
								4. 共済費	160	共済組合負担金	
計	97,965	△721	97,244				△721				

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費	24,434	320	24,754				320	3. 職員手当等	△378	期末手当 △157 勤勉手当 △221
								4. 共済費		5 共済組合負担金
								13. 委託料	693	印鑑登録システム改修委託料
計	24,434	320	24,754				320			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	188,278	△536	187,742				△536	3. 職員手当等	△479	勤勉手当
								4. 共済費	△57	共済組合負担金
								11. 需用費	315	印刷製本費
								12. 役務費	347	通信運搬費
								13. 委託料	△662	地域福祉計画策定業務委託料
4. 心身障害者福祉総務費	340,523	0	340,523					11. 需用費	258	印刷製本費
								12. 役務費	220	通信運搬費
								13. 委託料	△478	障害者計画策定業務委託料
5. 国民年金費	9,495	△87	9,408				△87	3. 職員手当等	△72	勤勉手当
								4. 共済費	△15	共済組合負担金
7. 地域支援事業費	67,231	△205	67,026				△205	3. 職員手当等	△170	勤勉手当
								4. 共済費	△35	共済組合負担金
計	1,081,937	△828	1,081,109				△828			

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国庫支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉雑務費	100,709	1,161	101,870	500			661	2. 給料	△510	一般職給	
								3. 職員手当等	△276	扶養手当	122
										期末手当	△88
										勤勉手当	△197
										退職手当組合負担金	△113
4. 共済費	△129	共済組合負担金									
3. 児童措置費	467,830	6,352	474,182			△9,388	15,740	19. 負担金補助及び交付金	1,750	保育所等施設修理整備等事業費補助金 1,000 保育所等業務効率化推進事業費補助金 750	
								23. 償還金利子及び割引料	326	国庫支出金精算返納金	
								13. 委託料	2,673	保育所運営委託料	
								19. 負担金補助及び交付金	3,679	施設型給付費負担金	
計	573,812	7,513	581,325	500		△9,388	16,401				

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生総務費	74,257	△654	73,603			102	△755	3. 職員手当等	△681	期末手当 △157 勤勉手当 △524
								4. 共済費	△58	共済組合負担金
								19. 負担金補助及び交付金	85	小児時間外診療事業費負担金
4. 環境衛生費	72,842	△204	72,638				△204	3. 職員手当等	△169	勤勉手当
								4. 共済費	△35	共済組合負担金
計	378,739	△858	377,881			102	△960			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 農業委員会費	20,617	△123	20,494				△123	2. 給料	9	一般職給	
								3. 職員手当等	△109	勤勉手当	△111
										退職手当組合負担金	2
								4. 共済費	△23	共済組合負担金	
2. 農業総務費	41,647	△200	41,447				△200	3. 職員手当等	△327	勤勉手当	
								4. 共済費	127	共済組合負担金	
7. 農地費	74,052	△1,587	72,465				△1,587	2. 給料	△693	一般職給	
								3. 職員手当等	△713	扶養手当	△180
										期末手当	△150
										勤勉手当	△230
		退職手当組合負担金	△153								
4. 共済費	△181	共済組合負担金									
計	278,101	△1,910	276,191				△1,910				

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1. 林業総務費	21,310	△187	21,123				△187	3. 職員手当等	△155	勤勉手当
								4. 共済費	△32	共済組合負担金
2. 林業振興費	36,469	5,436	41,905				5,436	19. 負担金補助及び交付金	5,436	製材施設整備事業費補助金
計	139,739	5,249	144,988				5,249			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

1. 水産業総務費	73,864	△154	73,710				△154	3. 職員手当等	△128	通勤手当	△2
										勤勉手当	△126
								4. 共済費	△26	共済組合負担金	
2. 漁港建設費	95,495	1,138	96,633				1,138	14. 使用料及び賃借料	388	重機借上料	
								15. 工事請負費	750	道越漁港(竹崎地区)浚渫事業	
計	169,359	984	170,343				984				

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 商工総務費	87,610	△306	87,304				△306	3. 職員手当等	△255	勤勉手当
								4. 共済費	△51	共済組合負担金
計	176,945	△306	176,639				△306			

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費	34,729	△569	34,160				△569	3. 職員手当等	△473	期末手当 △136 勤勉手当 △337
								4. 共済費	△96	共済組合負担金
計	34,729	△569	34,160				△569			

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

1. 道路橋梁総務費	30,734	△170	30,564				△170	3. 職員手当等	△141	勤勉手当
								4. 共済費	△29	共済組合負担金
計	30,564	△170	29,394				△170			

(款) 8. 土木費 (項) 5. 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 住宅建設費	64,282	△51,560	12,722				△51,560	13. 委託料	11,440	亀ノ浦地区定住促進住宅整備事業設計業務委託料
								15. 工事請負費	△63,000	亀ノ浦地区定住促進住宅建設用地造成事業 1,000 定住促進住宅建設事業 △64,000
計	109,971	△51,560	58,411				△51,560			

## (款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 事務局費	74,328	△228	74,100				△228	3. 職員手当等	△189	勤勉手当
								4. 共済費	△39	共済組合負担金
計	75,782	△228	75,554				△228			

## (款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

1. 社会教育総務費	62,109	△403	61,706				△403	3. 職員手当等	△419	勤勉手当
								4. 共済費	16	共済組合負担金
3. 公民館費	10,709	500	11,209				500	19. 負担金補助及び交付金	500	地区公民館等整備事業費補助金
4. 自然休養村管理センター費	26,184	-1,050	27,234				1,050	15. 工事請負費	1,050	自然休養村管理センタートイレ改修事業
5. 文化財保護費	7,685	90	7,775				90	19. 負担金補助及び交付金	90	民芸保存事業費補助金
計	122,640	1,237	123,877				1,237			

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 体育施設費	42,474	710	43,184				710	15. 工事請負費	710	町営屋内プール花壇撤去工事
3. 学校給食費	87,228	△99	87,129				△99	3. 職員手当等	△82	勤勉手当
								4. 共済費	△17	共済組合負担金
計	144,484	611	145,095				611			

(款) 11. 災害復旧費 (項) 2. 公共土木施設災害復旧費

3. 道路橋梁等災害復旧費	0	7,700	7,700	5,135	2,500		65	15. 工事請負費	7,700	道路橋梁等災害復旧事業(補助)
計	1,235	7,700	8,935	5,135	2,500		65			

# 補正予算給与費明細書

## 1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	そ の 他 の 手 当	計				
補正後	長等	3		22,164	6,313 (3.35)	6,701	35,178	4,227	39,405	
	議員	11	32,268		10,204 (3.35)		42,472	11,855	54,327	
	その他	981	85,399				85,399		85,399	
	計	995	117,667	22,164	16,517	6,701	163,049	16,082	179,131	
補正前	長等	3		22,164	7,116 (3.35)	6,701	35,981	4,393	40,374	
	議員	11	32,268		10,204 (3.35)		42,472	11,855	54,327	
	その他	981	85,399				85,399		85,399	
	計	995	117,667	22,164	17,320	6,701	163,852	16,248	180,100	
比 較	長等				△ 803		△ 803	△ 166	△ 969	
	議員									
	その他									
	計				△ 803		△ 803	△ 166	△ 969	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	90		329,269	256,174	585,443	113,921	699,364	
補 正 前	90		335,473	266,865	602,338	115,730	718,068	
比 較			△ 6,204	△ 10,691	△ 16,895	△ 1,809	△ 18,704	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	15,808	78,009	52,928	1,578	7,272	3,104
	補 正 前	15,807	80,259	60,527	1,578	7,272	3,128
	比 較	1	△ 2,250	△ 7,599			△ 24

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		22,583	22	459	74,411
	補 正 前		22,583	22	459	75,230
	比 較					△ 819

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	△ 6,204	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分	17		
		その他の増減分	△ 6,221		
職 員 手 当	△ 10,691	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 10,691	扶養手当 1 期末手当 △ 2,250 勤勉手当 △ 7,599 通勤手当 △ 24 退職手当組合負担金 △ 819	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1. 普 通 債	補 正 前 (A)	4,715,460	4,767,074	288,500	436,498	4,619,076
	補 正 (B)			△ 1,437		△ 1,437
	補 正 後 (C)	4,715,460	4,767,074	287,063	436,498	4,617,639
(9)そ の 他	補 正 前 (A)	3,469,086	3,717,459	257,500	261,189	3,713,770
	補 正 (B)			△ 1,437		△ 1,437
	補 正 後 (C)	3,469,086	3,717,459	256,063	261,189	3,712,333
うち臨時財政対策債	補 正 前 (A)	2,123,327	2,093,284	100,000	171,182	2,022,102
	補 正 (B)			△ 1,437		△ 1,437
	補 正 後 (C)	2,123,327	2,093,284	98,563	171,182	2,020,665
2. 災 害 復 旧 債	補 正 前 (A)	20,784	31,681	900	2,315	30,266
	補 正 (B)			2,500		2,500
	補 正 後 (C)	20,784	31,681	3,400	2,315	32,766
(2)土 木	補 正 前 (A)	14,224	23,975	0	1,155	22,820
	補 正 (B)			2,500		2,500
	補 正 後 (C)	14,224	23,975	2,500	1,155	25,320
合 計	補 正 前 (A)	4,736,244	4,798,755	289,400	438,813	4,649,342
	補 正 (B)			1,063		1,063
	補 正 後 (C)	4,736,244	4,798,755	290,463	438,813	4,650,405

## 平成31年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成31年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,298千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134,298千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出  
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		1	1,196	1,197
	1. 繰越金	1	1,196	1,197
6. 諸収入		888	102	990
	5. 雑入	603	102	705
歳入合計		133,000	1,298	134,298

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 諸支出金		285	1,298	1,583
	2. 繰出金	1	1,298	1,299
歳出合計		133,000	1,298	134,298

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
5. 繰越金	1	1,196	1,197	
6. 諸収入	888	102	990	
歳入合計	133,000	1,298	134,298	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 諸支出金	285	1,298	1,583			102	1,196
歳 出 合 計	133,000	1,298	134,298			102	1,196

## 2 歳入

(款) 5. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	1	1,196	1,197	1. 繰越金	1,196	前年度繰越金
計	1	1,196	1,197			

(款) 6. 諸収入 (項) 5. 雑入

5. 雑入	600	102	702	1. 雑入	102	後期高齢者長寿健康増進事業費用
計	603	102	705			

### 3 歳出

(款) 4. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1. 一般会計繰出金	1	1,298	1,299			102	1,196	28. 繰出金	1,298	一般会計繰出金
計	1	1,298	1,299			102	1,196			

議案第56号

## 平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,464千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,386,464千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入・歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11.繰越金		1	58,464	58,465
	1.繰越金	1	58,464	58,465
歳入	合計	1,328,000	58,464	1,386,464

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 諸支出金		2,644	21,550	24,194
	1. 償還金及び還付加算金	2,643	1	2,644
	2. 繰出金	1	21,549	21,550
10. 予備費		33,337	36,914	70,251
	1. 予備費	33,337	36,914	70,251
歳出合計		1,328,000	58,464	1,386,464

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
11.繰越金	1	58,464	58,465	
歳入合計	1,328,000	58,464	1,386,464	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
9. 諸支出金	2,644	21,550	24,194				21,550
10. 予備費	33,337	36,914	70,251				36,914
歳出合計	1,328,000	58,464	1,386,464				58,464

## 2 歳入

(款) 11. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1	58,464	58,465	1. 繰越金	58,464	前年度繰越金
計	1	58,464	58,465			

### 3 歳出

(款) 9. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
3. 国庫支出金 返還金	1	1	2				1	23. 償還金利 子及び割 引料	1 国庫支出金精算返納金	
計	2,643	1	2,644				1			

(款) 9. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

2. 一般会計繰 出金	1	21,549	21,550				21,549	28. 繰出金	21,549	一般会計繰出金
計	1	21,549	21,550				21,549			

(款) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	33,337	36,914	70,251				36,914			
計	33,337	36,914	70,251				36,914			

議案第57号

## 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）

平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ882千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,682千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出  
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		1	882	883
	1. 繰越金	1	882	883
歳入	合計	64,800	882	65,682

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		46,903	837	47,740
	1. 事業費	46,903	837	47,740
3. 予備費		210	45	255
	1. 予備費	210	45	255
歳出合計		64,800	882	65,682

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
5.繰越金	1	882	883	
歳入合計	64,800	882	65,682	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1. 事業費	46,903	837	47,740				837
3. 予備費	210	45	255				45
歳出合計	64,800	882	65,682				882

## 2 歳入

(款) 5. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	1	882	883	1. 繰越金	882	前年度繰越金
計	1	882	883			

### 3 歳 出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	4,517	837	5,354				837	3. 職員手当等	△37	勤勉手当
								4. 共済費	△8	共済組合負担金
								28. 繰出金	882	一般会計繰出金
計	46,903	837	47,740				837			

(款) 3. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	210	45	255				45			
計	210	45	255				45			

## 補正予算給与費明細書

### 1 一般職

#### (1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1		2,268	1,457	3,725	610	4,335	
補 正 前	1		2,268	1,494	3,762	618	4,380	
比 較				△ 37	△ 37	△ 8	△ 45	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後		487	347			24
	補 正 前		487	384			24
	比 較			△ 37			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		100	499
	補 正 前		100	499
	比 較			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	△ 37	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 37	勤勉手当	△ 37

## 平成31年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

平成31年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,620千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,620千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出  
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 事業外収入		1,555	2,620	4,175
	3. 繰越金	455	2,620	3,075
歳入	合計	90,000	2,620	92,620

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		43,989	715	44,704
	1. 総務費	18,695	△142	18,553
	2. 管理費	25,294	857	26,151
4. 予備費		6,855	1,905	8,760
	1. 予備費	6,855	1,905	8,760
歳出合計		90,000	2,620	92,620

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
2. 事業外収入	1,555	2,620	4,175	
歳入合計	90,000	2,620	92,620	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1. 事業費	43,989	715	44,704				715
4. 予備費	6,855	1,905	8,760				1,905
歳出合計	90,000	2,620	92,620				2,620

## 2 歳入

(款) 2. 事業外収入 (項) 3. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	455	2,620	3,075	1. 繰越金	2,620	前年度繰越金
計	455	2,620	3,075			

### 3 歳出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国庫支出金	地方債	その他					
1. 総務費	18,695	△142	18,553				△142	2. 給料	7	一般職給	
								3. 職員手当等	△167	勤勉手当 退職手当組合負担金	△159 2
								4. 共済費	8	共済組合負担金	
計	18,695	△142	18,553				△142				

(款) 1. 事業費 (項) 2. 管理費

1. 管理費	25,294	857	26,151				857	4. 共済費	113	社会保険料(その他)
								7. 賃金	744	事務補助賃金
計	25,294	857	26,151				857			

(款) 4. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	6,855	1,905	8,760				1,905			
計	6,855	1,905	8,760				1,905			

## 補正予算給与費明細書

### 2 一般職

#### (1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	3		7,737	6,008	13,745	2,351	16,096	
補 正 前	3		7,730	6,165	13,895	2,343	16,238	
比 較			7	△ 157	△ 150	8	△ 142	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	540	1,827	1,189			51
	補 正 前	540	1,827	1,348			51
	比 較			△ 159			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		698	1,703
	補 正 前		698	1,701
	比 較			2

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		7昇給に伴う増加分	7	
		その他の増減分		
職 員 手 当	△ 157	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 157	勤勉手当 △ 159 退職手当組合負担金 2

議案第 59 号

平成 31 年度太良町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

第 1 条 平成 31 年度太良町水道事業会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 31 年度太良町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第 1 款	事 業 費	56,000 千円	0 千円	56,000 千円
第 1 項	営 業 費 用	45,132 千円	△81 千円	45,051 千円
第 4 項	予 備 費	7,795 千円	81 千円	7,876 千円

第 3 条 予算第 5 条 (1) 中「16,537 千円」を「16,456 千円」に改める。

令和 元 年 9 月 2 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

平成 31 年度 太良町水道事業会計予算実施計画書

収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費			56,000	0	56,000
	1 営業費用		45,132	△81	45,051
		2 配水及び給水費	16,860	△52	16,808
		4 総係費	11,110	△29	11,081
	4 予備費		7,795	81	7,876
		1 予備費	7,795	81	7,876
収益的支出合計			56,000	0	56,000

平成 31 年度 太良町水道事業会計補正予算説明書  
収益的支出

( 支 出 )

( 単位:千円 )

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 事業費		56,000	0	56,000			
1 営業費用		45,132	△81	45,051			
	2 配水及び給水費	16,860	△52	16,808			
					2 手当等	△43	勤勉手当
					4 法定福利費	△9	職員共済費
	4 総係費	11,110	△29	11,081			
					2 手当等	△24	勤勉手当
					4 法定福利費	△5	職員共済費
4 予備費		7,795	81	7,876			
	1 予備費	7,795	81	7,876			
					1 予備費	81	
収益的支出合計		56,000	0	56,000			

## 補正予算給与費明細書

### 1. 一般職

#### (1) 総括

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費			法 福 利 定 費	合 計	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当			計
補正後	損益勘定支弁職員		2		7,838	6,206	14,044	2,412	16,456
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		7,838	6,206	14,044	2,412	16,456
補正前	損益勘定支弁職員		2		7,838	6,273	14,111	2,426	16,537
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		7,838	6,273	14,111	2,426	16,537
比 較	損益勘定支弁職員		0		0	△ 67	△ 67	△ 14	△ 81
	資本勘定支弁職員								
	合 計		0		0	△ 67	△ 67	△ 14	△ 81

手 当 の 訳 内	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 費	住 居 手 当	合 計
	補正後	498		3,247	86	650	1,725		6,206
	補正前	498		3,314	86	650	1,725		6,273
	比 較	0		△ 67	0	0	0		△ 67

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	△ 67	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 67	勤勉手当	△ 67

## 追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第1	発 議 第1号 議会広報編集特別委員会の設置について
追加日程第2	発 議 第2号 公共交通対策特別委員会の設置について
追加日程第3	意見書第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出について
追加日程第4	意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

# 追加提出議案目録

発議第1号 議会広報編集特別委員会の設置について

発議第2号 公共交通対策特別委員会の設置について

意見書第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)の提出について

意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について

上記のとおり

令和元年9月13日

太良町議会議長 坂口久信

令和元年9月13日

太良町議会議長  
坂口久信様

提出者	太良町議会議員	川下武則
賛成者	太良町議会議員	山口一生
〃	〃	西田辰実
〃	〃	松崎近
〃	〃	待永るい子
〃	〃	竹下泰信
〃	〃	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	久保繁幸

議会広報編集特別委員会の設置について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を次のとおり提出する。

議会広報編集特別委員会の設置について（案）

次のとおり議会広報編集特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称 議会広報編集特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び太良町議会委員会条例第5条
3. 設置の目的 太良町議会広報の編集・発行及びその他議会広報に関する事項についての調査・研究
4. 委員の定数 5人
5. 調査の期間 本特別委員会は、議会の閉会中も継続して調査・研究できるものとし、議決の日から令和5年8月10日までとする。

令和元年9月13日

太良町議会議長  
坂口久信様

提出者	太良町議会議員	川下武則
賛成者	太良町議会議員	山口一生
〃	〃	西田辰実
〃	〃	松崎近
〃	〃	待永るい子
〃	〃	竹下泰信
〃	〃	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	久保繁幸

公共交通対策特別委員会の設置について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を次のとおり提出する。

公共交通対策特別委員会の設置について（案）

次のとおり公共交通対策特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称 公共交通対策特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び太良町議会委員会条例第5条
3. 設置の目的 住民の移動手段の確保・充実のための公共交通のあり方についての調査・研究
4. 委員の定数 6人
5. 調査の期間 本特別委員会は、議会の閉会中も継続して調査・研究を行うことができるものとし、議決の日から調査終了の日までとする。

意見書第2号

令和元年9月13日

太良町議会議長  
坂口久信様

提出者	太良町議会議員	川	下	武	則
賛成者	〃	山	口	一	生
〃	〃	西	田	辰	実
〃	〃	松	崎		近
〃	〃	待	永	る	い子
〃	〃	竹	下	泰	信
〃	〃	田	川		浩
〃	〃	江	口	孝	二
〃	〃	所	賀		廣
〃	〃	久	保	繁	幸

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、意見書（案）を別紙のように提出する。

## 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月13日

佐賀県太良町議会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
総務大臣	高	市	早	苗	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
農林水産大臣	江	藤		拓	様
国土交通大臣	赤	羽	一	嘉	様

意見書第3号

令和元年 9月13日

太良町議会議長  
坂口久信様

提出者	太良町議会議員	川下武則
賛成者	〃	山口一生
〃	〃	西田辰実
〃	〃	松崎近
〃	〃	待永るい子
〃	〃	竹下泰信
〃	〃	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	久保繁幸

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、意見書（案）を別紙のように提出する。

## 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

政府の「骨太 2018」では「（地方の）一般財源総額について 2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019 年度の地方財政計画でも、一般財源総額は 62 兆 7072 億円（前年比+1.0%）となり過去最高水準となった。

しかし、一般財源総額の増額分も、保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められている。

このため、2020 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要である。

よって、国会及び政府に対し、以下の事項の実現を求める。

### 記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実にはかること。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
- 5 2020 年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保をはかること。

- 6 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
- 7 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。  
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
- 8 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特別の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 9 依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- 10 自治体の基金残高を地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年9月13日

佐賀県太良町議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
内閣官房長官	菅義偉	様
総務大臣	高市早苗	様
財務大臣	麻生太郎	様
経済産業大臣	菅原一秀	様
内閣府特命担当大臣(地方創生規制改革担当)	北村誠吾	様
内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)	西村康稔	様